



財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年8月29日

長野県知事職務代理者
長野県副知事 阿部守一

○長野県規則第49号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第125条第1項に次のただし書を加える。

ただし、予定価格を公表して入札に付するとき（最低制限価格を設けたときを除く。）は、封筒に入れて封印することを要しない。

附 則

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

会 計 局

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年8月29日

長野県教育委員会

○長野県教育委員会規則第10号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

(認定就学者不認定通知書)

第18条 政令第6条の3第3項の規定による通知は、認定就学者不認定通知書(様式第25号)によりするものとする。

第19条の見出しを「(盲学校等就学通知書)」に改め、同条中「第11条(政令第12条第2項)」を「第11条第1項(政令第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項)」に、「盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者通知書」を「盲学校、ろう学校及び養護学校就学通知書」に改める。

	「4 保護者氏名	
様式第24号中「4 保護者氏名」を	5 在籍している部及び学年	に改める。
	6 在籍期間の末日	
	7 転出予定学校名	
	」	

様式第25号を次のように改める。

(様式第25号)(第18条関係)

認定就学者不認定通知書

第 号
年 月 日

長野県教育委員会 殿

市町村教育委員会 印

下記の者を、認定就学者として認定しなかつたので、通知します。

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日
- 3 保護者住所
- 4 保護者氏名
- 5 認定就学者として認定しなかつた理由

様式第26号中「盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者通知書」を「盲学校、ろう学校及び養護学校就学通知書」に、「盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者は」を「盲学校、ろう学校及び養護学校へ就学させるべき者は」に、

「6 施設入所(予定)、在宅の別」を	「6 学校名及び学年	に、
	7 施設入所(予定)、在宅の別」	

「(添付書類) 学齢簿の謄本」を

- | | |
|---------|-----------------------|
| 「(添付書類) | 1 学齢簿の謄本 |
| | 2 専門的知識を有する者の意見聴取書の写し |
| | 3 措置決定通知書の写し |

4 医師の診断書の写し

(備考) 1 記の6については、小学校又は中学校に在籍している場合に限り、記載すること。

2 添付書類の3については肢体不自由者の場合に、4については病弱者の場合に限る。」

に改める。

様式第29号中 「1 盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の別」を
2 氏名」

「1 氏名」に、「3」を「2」に、「4」を「3」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「学年」を「部及び学年」に、「7」を「6」に改める。

附 則

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

特殊教育課